

全柔連指導者資格登録「再有効化」について

令和2年9月

2019年度に未登録や未更新であった指導者資格は2020年度に自動的に登録できませんので、「再有効化」の手続きが必要になります。

1. 指導者資格の登録時に自動的に承認または却下されます。

(1) 自動的に承認される場合

指導者資格が有効期間内で、2019年度に指導者資格登録を行った方、2019年新規認定者は、指導者資格登録の申請時に自動的に承認されます。

(2) 自動的に却下となる場合

指導者資格未更新のまま有効期間が過ぎている方（2020年度更新で2019年度までに必要な更新ポイントを未取得）、2019年度の指導者資格登録未完了の方は、指導者資格登録の申請があっても自動的に却下されます。

2. 「再有効化申請」について

2018年12月の制度改定により、指導者資格登録申請が自動的に却下されてしまう方については、「再有効の手続き」により指導者資格登録が可能になりました。

公認柔道指導者資格制度規程（抜粋）

（指導者資格の再有効化）

第8条 指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再有効となる。

- (1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新の要件を満たす。
- (2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。→登録する。
- (3) 指導者資格が停止されたとき。→停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす

2019年度登録未完了で却下され再有効化を希望される方は、県柔連から全柔連へ「再有効化申請」を行いますので9月15日（火）までに指導者養成委員会鈴木常夫へ連絡ください。

【ご注意ください】

指導者資格の有効期間については、未登録期間の有無に関わらず、本来の有効期間4年間となります。（例えば3年間未登録の場合も4年目の年度末に有効期間が終わります）

3. 問合せ先

神奈川県柔道連盟指導者養成委員会 鈴木常夫

TEL 090-4013-1253

yokohama-judo@kej.biglobe.ne.jp